

個人向け国債の商品性の改善

1. 変動10年の金利設定方法の見直し

①変更の趣旨：低金利時の商品性の改善

②現状：仕上がり金利＝基準金利（10年固定債の市場金利）－0.8%

③変更内容：仕上がり金利＝基準金利（10年固定債の市場金利）×0.66

※ 低金利時に仕上がり金利が低くなりすぎないように掛け算方式とする。掛ける値は、中長期的に見て投資家の受け取る利子が現行の引き算方式と同水準となる0.66とする（別紙①参照）。なお、既発債については発行時のまま引き算方式とする。

例① 低金利時	引き算方式	$1.00\% - 0.8\% = 0.20\%$	掛け算方式	$1.00\% \times 0.66 = 0.66\%$
例② 金利上昇時	引き算方式	$3.00\% - 0.8\% = 2.20\%$	掛け算方式	$3.00\% \times 0.66 = 1.98\%$

④実施予定時期：取扱機関の準備期間等を勘案し、23年7月発行分（6月募集）から

2. 中途換金禁止期間等の統一

①変更の趣旨：商品性を統一

②現状：中途換金禁止期間 変動10年及び固定3年は1年、固定5年は2年
中途換金調整額（禁止期間後に中途換金をする際の控除額）

変動10年及び固定3年は利払い2回分、固定5年は利払い4回分

③変更内容：固定5年について、他と同様、中途換金禁止期間を1年、中途換金調整額を利払い2回分とする。

※ 既発債についても実施時期以降、同様に変更する。

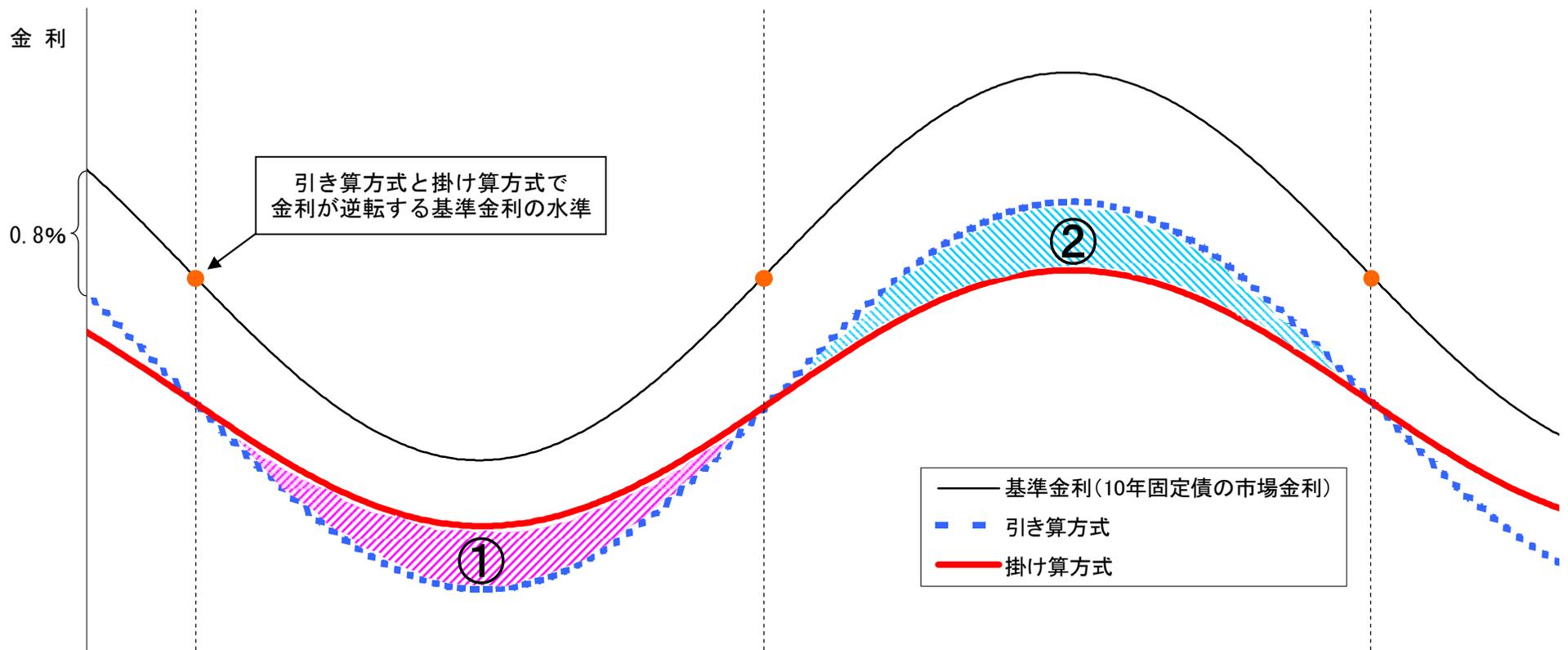
④実施予定時期：取扱機関の準備期間等を勘案し、24年4月から

個人向け国債（変動10年）の金利設定方法の見直し

引き算方式 基準金利（10年固定債の市場金利）－ 0.8%
 掛け算方式 " (") × 0.66

引き算方式と掛け算方式を比較した場合のポイント

- <1> 基準金利が一定水準を下回れば掛け算方式の金利が高くなり、逆に一定水準を上回れば引き算方式の金利が高くなる。
 <2> 中長期的に見た場合、①と②の面積が同じになる。



(参考) 過去に引き算方式で発行した銘柄については、遡って金利設定方法を見直すことはしない。

個人向け国債の商品性の比較（見直し後）

	変動金利型10年満期 個人向け国債	固定金利型5年満期 個人向け国債	固定金利型3年満期 個人向け国債
購入対象者等	個人に限定・募集価格は額面金額100円につき100円・最低額面金額は1万円		
償還期限	10年	5年	3年
償還金額	額面金額100円につき100円（中途換金時と同じ）		
金利	変動金利[年2回（半年毎）利払い]	固定金利[年2回（半年毎）利払い]	固定金利[年2回（半年毎）利払い]
金利水準	基準金利×0.66 ※平成23年7月発行分から実施予定	基準金利－0.05%	基準金利－0.03%
	（基準金利は、利子計算期間開始時の前月に行われた10年固定利付国債の入札（初回の利子については募集期間開始直前に行われた入札）における平均落札利回り）	（基準金利は、募集期間開始日の2営業日前（10年固定利付国債入札日）において、市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回り）	（基準金利は、募集期間開始日の2営業日前（原則として月初第1営業日 ^{（注）} ）において、市場実勢利回りを基に計算した期間3年の固定利付国債の想定利回り）
金利の下限	0.05%		
中途換金	第2期利子支払日（発行から1年経過）以降であれば、いつでも中途換金可能 ※平成24年4月から実施予定		
中途換金の特例	保有者が死亡した場合又は大規模な自然災害により被害を受けた場合は、上記各利子支払期前であっても中途換金することが可能		
中途換金時の換金金額	額面金額＋経過利子相当額－直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8 ※平成24年4月から実施予定		
発行頻度	年4回（4月、7月、10月、1月）発行		毎月発行

（注）4月、7月、10月、1月において発行する債券については、10年固定利付国債入札日とする。

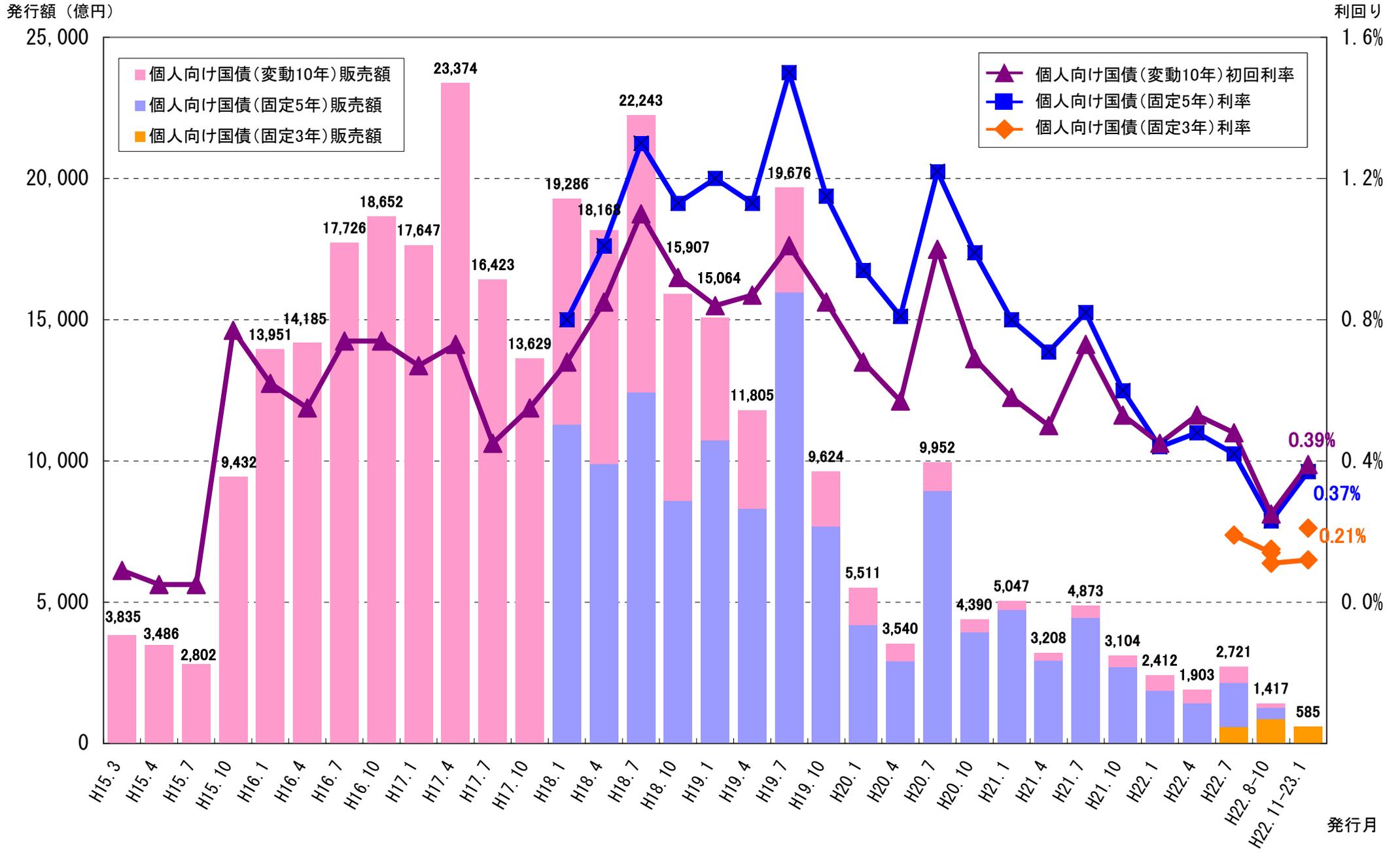
個人向け国債の商品性の比較（現行）

	変動金利型10年満期 個人向け国債	固定金利型5年満期 個人向け国債	固定金利型3年満期 個人向け国債
購入対象者等	個人に限定・募集価格は額面金額100円につき100円・最低額面金額は1万円		
償還期限	10年	5年	3年
償還金額	額面金額100円につき100円（中途換金時と同じ）		
金利	変動金利[年2回（半年毎）利払い]	固定金利[年2回（半年毎）利払い]	固定金利[年2回（半年毎）利払い]
金利水準	基準金利－0.80%	基準金利－0.05%	基準金利－0.03%
	（基準金利は、利子計算期間開始時の前月に行われた10年固定利付国債の入札（初回の利子については募集期間開始直前に行われた入札）における平均落札利回り）	（基準金利は、募集期間開始日の2営業日前（10年固定利付国債入札日）において、市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回り）	（基準金利は、募集期間開始日の2営業日前（原則として月初第1営業日 ^{（注）} ）において、市場実勢利回りを基に計算した期間3年の固定利付国債の想定利回り）
金利の下限	0.05%		
中途換金	第2期利子支払日（発行から1年経過）以降であれば、いつでも中途換金可能	第4期利子支払日（発行から2年経過）以降であれば、いつでも中途換金可能	第2期利子支払日（発行から1年経過）以降であれば、いつでも中途換金可能
中途換金の特例	保有者が死亡した場合又は大規模な自然災害により被害を受けた場合は、上記各利子支払期前であっても中途換金することが可能		
中途換金時の換金金額	額面金額＋経過利子相当額－直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8	額面金額＋経過利子相当額－直前4回分の各利子（税引前）相当額×0.8	額面金額＋経過利子相当額－直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8
発行頻度	年4回（4月、7月、10月、1月）発行		毎月発行

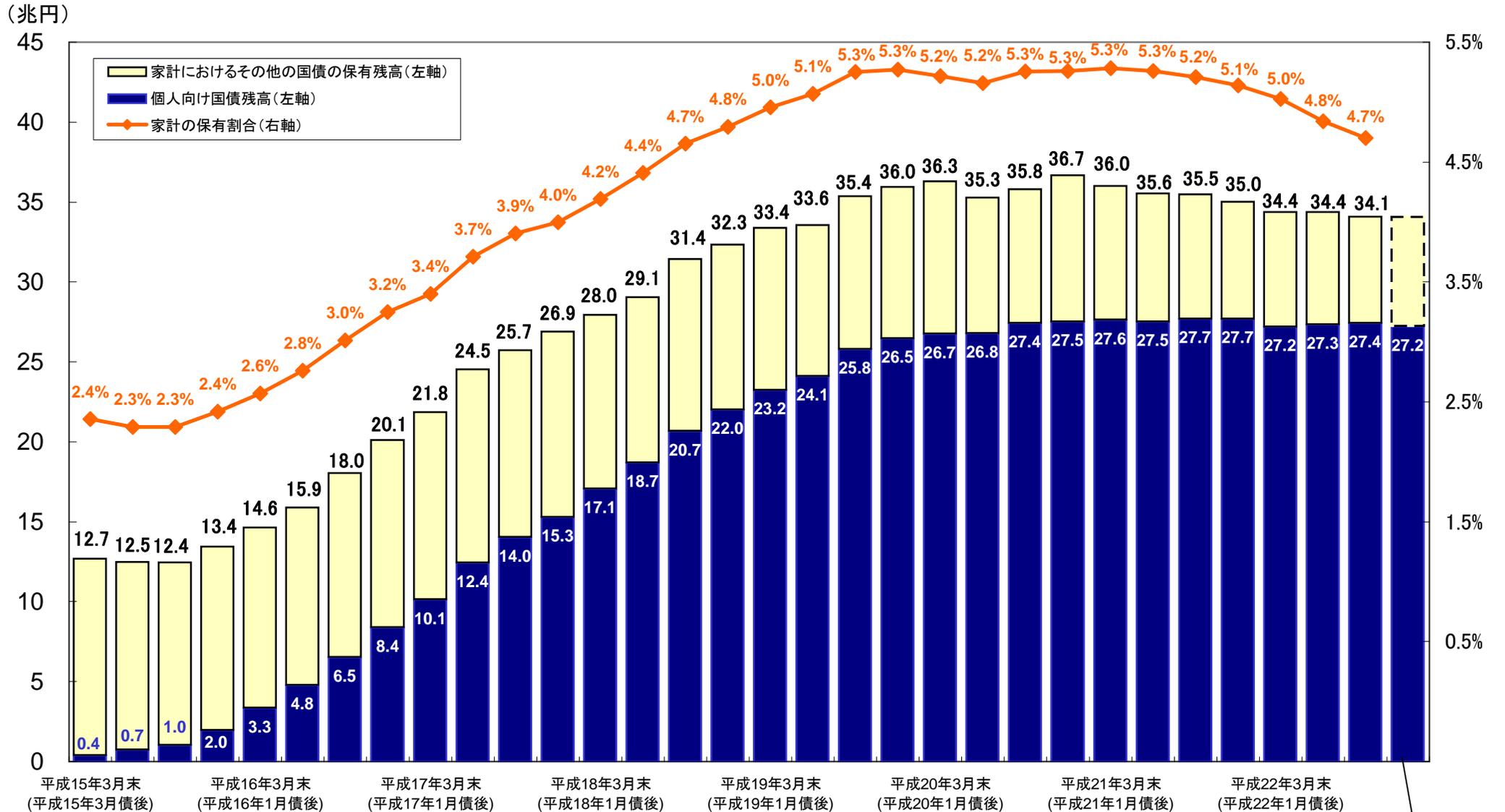
（注1）4月、7月、10月、1月において発行する債券については、10年固定利付国債入札日とする。

（注2）太枠部分が変更対象箇所である。

個人向け国債の販売額の推移



家計の国債保有額の推移



(注) H22.12.15現在の個人向け国債の残高は、これまでの発行累計額約33.6兆円から、中途換金により国が買い取った個人向け国債を消却した金額約6.3兆円を差し引いた金額。

※各計数において単位未満を四捨五入しているため、合計において合致しない場合がある。

(出所)財務省、日本銀行